

鳥取県選挙管理委員会告示第67号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- | | | |
|---------------|--------------|-------|
| (1) 選挙長 | 米子市淀江町淀江601 | 須山 修次 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 鳥取市田園町四丁目371 | 桐林 正彦 |

2 参議院比例代表選出議員選挙

- | | | |
|-----------------|--------------|-------|
| (1) 選挙分会長 | 米子市淀江町淀江601 | 須山 修次 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市田園町四丁目371 | 桐林 正彦 |